

庄内町告示第180号

令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月3日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（以下「対象施設等」という。）が受ける光熱費、燃料費、食材料費等の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障がい福祉サービスの安定的に提供を図るため、対象施設等を町内で運営する者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年9月1日時点で、別表に掲げる対象施設等を町内で運営する者
- (2) 令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付を受けた者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表左欄に掲げる区分ごとにそれぞれ右欄に掲げる一の対象施設等当たりの支援金の額とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、令和7年11月30日までに令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に山形県で実施する令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上、交付の適否を決定し、その結果を令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請を行った支援対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取消し、既に支援金を支給しているときは、返還の期限を定めて支援金を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第7条 交付の決定を受けた支援対象者は、支援金の交付の決定にかかる書類を、支援金の

交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	障害者支援施設 療養介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるのものは、一律75,000円）
区分2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	一律37,500円
区分3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	一律25,000円

	障害児相談支援事業所	
--	------------	--

備考

- 1 区分1の定員は、申請日時点の定員とする。
- 2 区分2及び区分3に該当する対象施設等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和7年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職及び氏名

令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱に基づく支援金を下記のとおり交付されるよう、第4条に規定する関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

(1) 交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等に係るもの

対象施設等数	定員数	支援金額
箇所	人	円

(2) 交付要綱別表の「区分2」及び「区分3」に該当する対象施設等に係るもの

区 分	対象施設等数	支援金額
区分2	箇所	円
区分3	箇所	円

(3) 支援金申請額（(1) + (2)）

対象施設等数	箇所	支援金額	円
--------	----	------	---

2 添付書類

☐ 令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写し

3 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名		口座種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）
店 名		口座番号	
カタカナ名義			

（注）カタカナ名義は、通帳に表記されているものを記入ください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長 印

令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度庄内町障がい者施設等物価高騰対策支援金について、交付することを決定（却下）したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定日 年 月 日
- 3 却下した場合はその理由